

島根県シェッド・シェルター修繕計画

令和2年4月

島根県 土木部 道路維持課

目 次

1. はじめに

- (1) 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

2. 施設の現状

- (1) 県内のシェッド・シェルター施設数・・・・・・・・ P3
- (2) 施設の年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- (3) 定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- (4) 詳細調査・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- (5) 県管理施設で確認された変状事例・・・・・・・・ P5
- (6) 健全度評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- (7) 健全度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

3. 老朽化対策の実施

- (1) 維持管理水準・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- (2) 対策の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
- (3) シェッド・シェルター修繕方針・・・・・・・・ P8
- (4) 対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

別添

- シェッド、シェルター点検・修繕計画一覧表・・・・・・・・ P10

1. はじめに

(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本県では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」として、平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。

さらに、本県土木部において平成27年12月に公共土木施設(道路、河川など7分野14施設)の適切な維持管理を効率的かつ計画的に実施するための「島根県公共土木施設長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)を策定したところです。

本計画は、長寿命化計画に基づき、シェッド・シェルターにおける定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

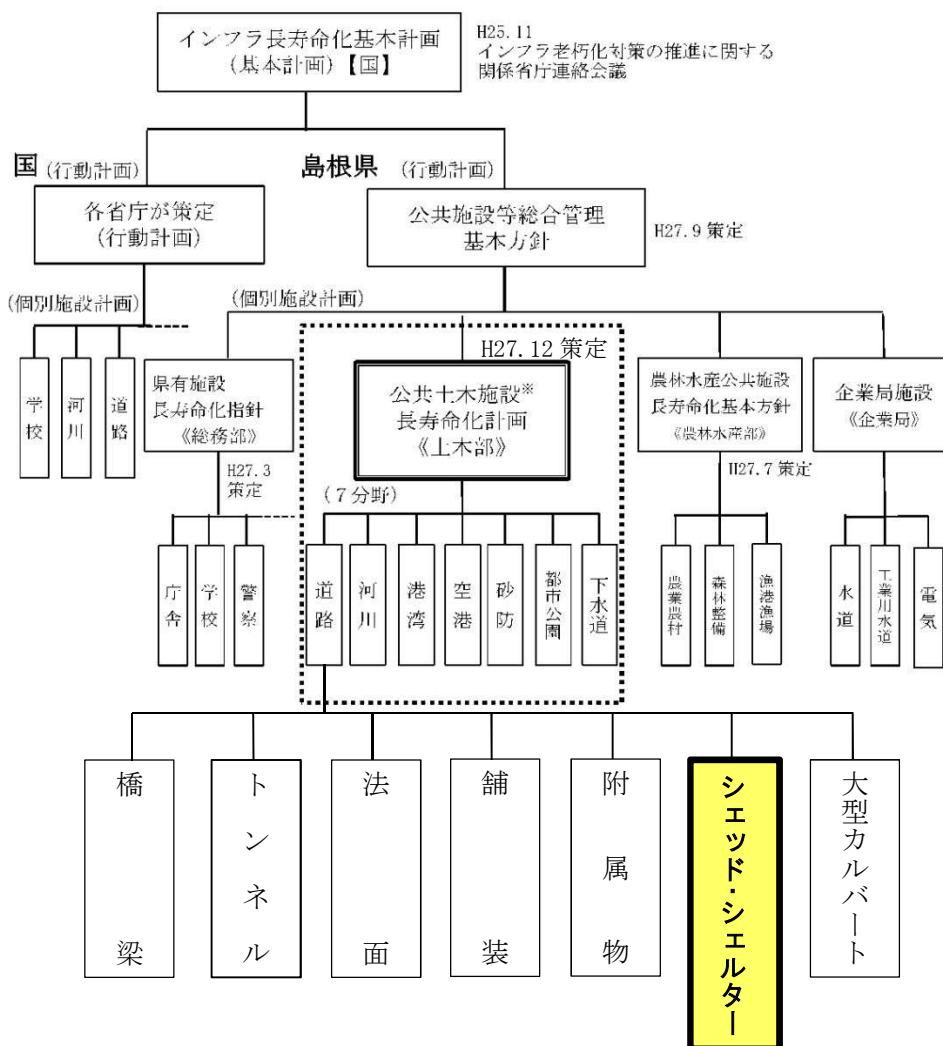


図1 インフラ長寿命化計画体系図

(2) 対象施設

本計画において対象とする施設は、島根県が管理するロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター計54基とします。

(3) 計画期間

計画期間は5年間とし、定期点検により毎年度新たに対策が必要な変状が発見されるため、最新の点検結果に基づき毎年度見直し（フォローアップ）を行います。

今回は、平成30年度から令和4年度までの計画とします。

2. 施設の現状

(1) 県内のシェッド・シェルター施設数

島根県では、令和2年3月現在、54基のシェッド・シェルターを管理しています。

表 2-1 各県土整備事務所管内の施設数

(R2. 3月現在)

事務所	事業所	施設数	施設の種類		
			ロックシェッド	スノーシェッド	スノーシェルター
松江	松江	1	1	0	0
	広瀬	1	0	0	1
雲南	雲南	11	2	1	8
	仁多	3	1	2	0
出雲	出雲	2	1	1	0
県央	県央	13	9	2	2
	大田	0	0	0	0
浜田	浜田	9	5	1	3
益田	益田	9	6	3	0
	津和野	2	2	0	0
隠岐	島後	3	3	0	0
	島前	0	0	0	0
計		54	30	10	14

表 2-2 施設数及び施設延長

管理施設合計		ロックシェッド		スノーシェッド		スノーシェルター	
施設数	延長(m)	施設数	延長(m)	施設数	延長(m)	施設数	延長(m)
54	5,379	30	1,396	10	1,568	14	2,414

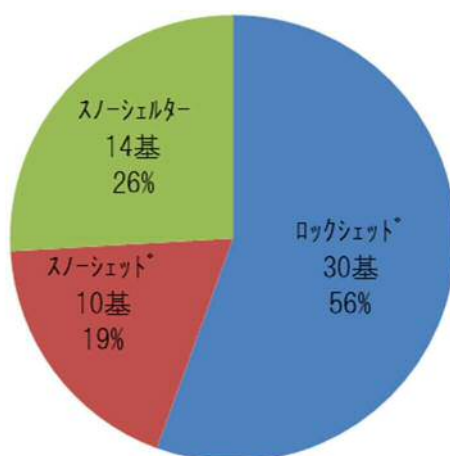


図 2-1 施設数の割合

(2) 施設の年齢構成

県が管理するシェッド・シェルター54基のうち、20年後には建設後50年を経過する施設の占める割合は43.0%となり、今後、高齢化施設が増大します。

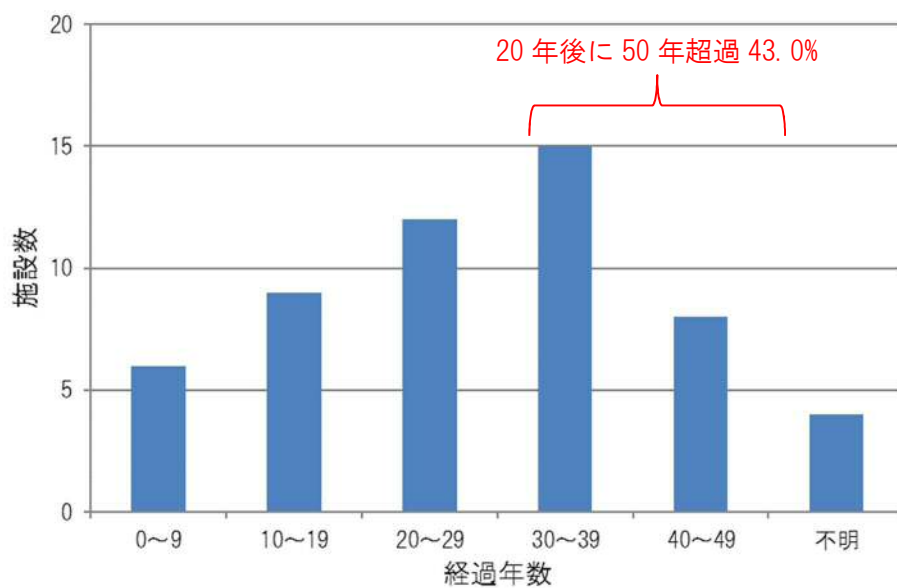


図 2-2 経過年数別の施設数分布

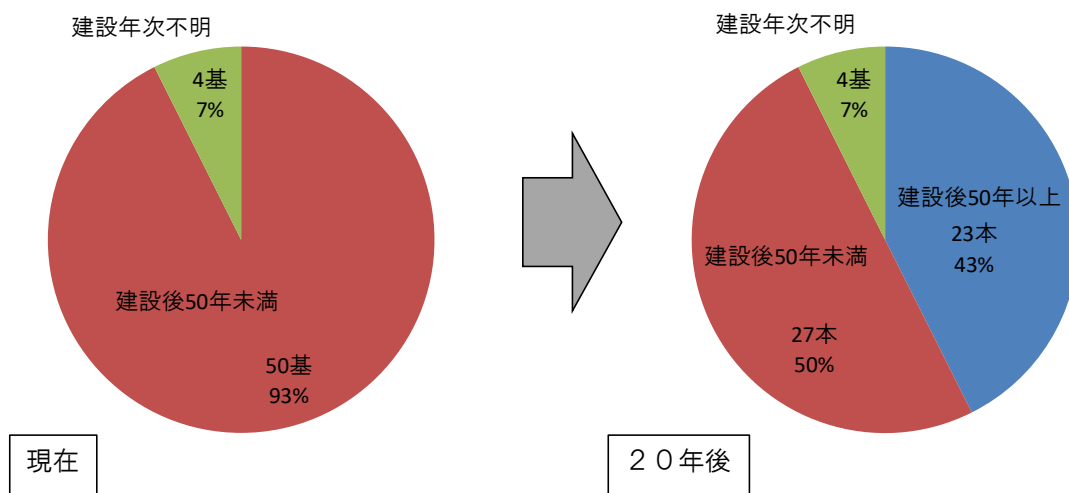


図 2-3 建設後50年以上の施設数

(3) 定期点検

1) 点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

シェッド・シェルターの最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。なお、近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査等を含む非破壊検査技術などを適用します。

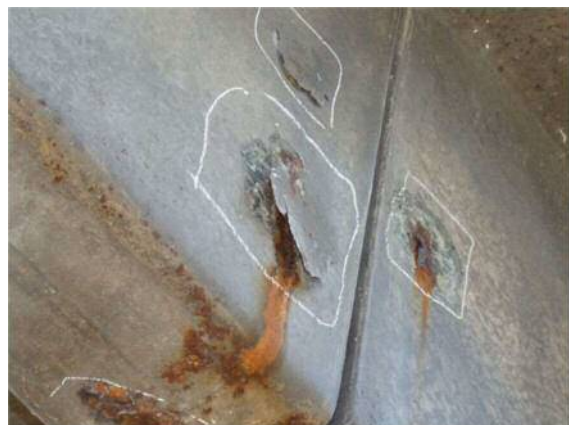
(4) 詳細調査

点検の結果、変状原因や規模、進行可能性などが不明であり、調査を行わなければ健全性の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて健全性を診断します。

(5) 県管理施設で確認された変状事例



PC 鋼材からの錆汁（主梁）



コンクリート剥離、錆汁、鉄筋露出（横梁）

写真 2-1 PC ロックシェッドの変状事例



ひび割れ、はく離・はく落（横梁）



はく落を伴う鉄筋露出（頂版）

写真 2-2 PC スノーシェッドの変状事例



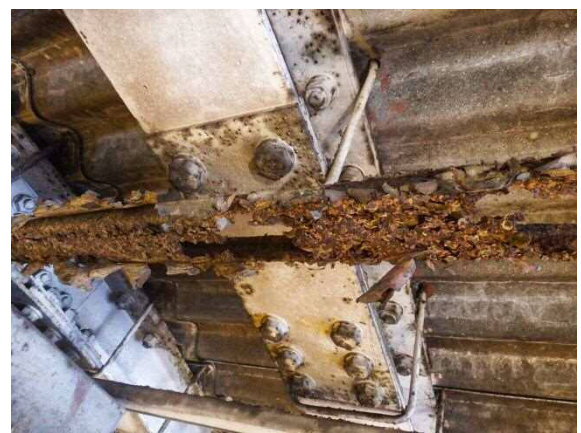
横梁の破断



ガセットプレート部分の腐食



頂版の断面欠損



照明取付レールの断面欠損、破断

写真 2-3 鋼製スノーシェルターの変状事例



受台のひび割れ



取付ボルト (F11T) の破断

写真 2-4 鋼製ロックシェッドの変状事例

(6) 健全性評価方法

シェッド・シェルター毎の健全性の診断は、下表2-3の判定区分により行います。

表 2-3 健全性判定区分

健全性の区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(7) 健全性の状況

令和2年3月現在、早期に修繕が必要な健全性Ⅲの施設数は全体の半数近くを占めています。

(単位：施設数)

健全性				合計
IV	III	II	I	
0	15	37	0	52

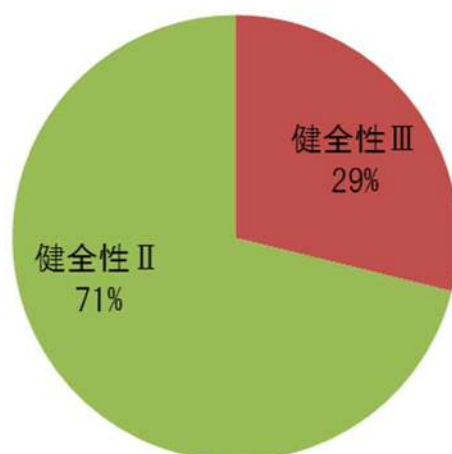


図 2-4 健全性別施設数の割合

3. 老朽化対策の実施

(1) 維持管理水準

点検・調査の結果に基づく実際の措置（対策、監視等）は、部材単位の健全性の診断結果に基づいて検討します。

表 3-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

計画期間中の
修繕対象

表 3-2 判定の評価単位の標準

上部構造				下部構造		支承部	その他
主梁	横梁	頂版	壁・柱	受台	谷側基礎		

上表 3-1 のとおり、判定区分 II の変状については、予防保全の観点から状況に応じて監視や措置を行うことが望ましい状態とされています。

しかしながら、現時点において修繕が完了していない判定区分 III の変状が多数存在し、今後の点検結果により III の変状が更に増えることが予想されるため、本計画期間（平成 30～令和 4 年度）においては判定区分 IV～III の修繕を行い、「残存変状の判定区分 II 以下」を管理目標とします。

(2) 対策の優先順位

定期点検の結果、健全性 IV と判定された施設を最優先で実施し、続いて健全性 III と判定された施設の修繕工事を実施します。

点検・詳細調査・補修によって健全性のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

(3) シェッド・シェルター修繕方針

- 1) 点検、詳細調査の結果に基づく健全性診断に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急対応の必要がある施設（健全性 IV）は、変状確認後直ちに通行規制並びに応急対策を行い、点検後 2 年以内に本対策（中～長期的に施設の機能を回復・維持することを目的とした対策）を行います。

3) 早期に措置を講じる必要のある施設（健全性Ⅲ）のうち、平成30年度までに点検した施設は、令和5年度までに、令和元年度以降に点検した施設は、点検後5年以内に本対策を行います。

（4）対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「（3）シェッド・シェルター修繕方針」に基づき、所定の期間内における修繕完了を目標とし、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

シェッド, シェルター一点検・修繕計画一覧表

